

年 月 日

「公文書の写し」の交付及び送付に係る費用の支払い方法の選定について

五所川原市長

氏名(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名)

住所(法人その他の団体の場合は、その事務所または事業所の所在地)

〒

電話番号(連絡先)

年 月 日付けの公文書開示請求書により請求した公文書に対し、開示決定がなされた場合には、当該公文書の写しの交付及び送付に係る費用を下記の方法により支払うことをあらかじめ選定します。

記

支払い方法	いずれかに○印
1. 納入通知書	
2. 銀行振込	
3. 現金書留	

〈記入時の注意事項〉

注1) どの方法によっても、当該公文書の写しの交付及び送付に係る費用が当市に到達したことを確認した後に当該公文書の写しを発送するものとします。

注2) 銀行振込または現金書留を選択された場合は当該公文書の写しの交付及び送付に係る費用の他に、別途送金手数料または現金書留料金が必要です。

なお、別途送金手数料または現金書留料金がかからない納入通知書を使って納付できる金融機関は、

- ・青森銀行
- ・みちのく銀行
- ・青い森信用金庫
- ・東奥信用金庫
- ・東北労働金庫
- ・青森県信用組合
- ・ごしょつがる農協
- ・つがるにしきた農協
- ・五所川原市役所及び金木、市浦総合支所

となります。県外では青森銀行以外は料金がかかります。